

2013年3月15日
日 本 銀 行

2013年度の考査の実施方針等について

1. 日本銀行考査について

考査とは、日本銀行が、取引先金融機関等の業務及び財産の状況を把握するため、取引先との契約に基づいて行う立入調査のことである（日本銀行法第44条¹⁾）。考査は、取引先金融機関等の経営実態の把握に加えてリスク管理体制を点検し、必要に応じてそれらの改善を促すことを通じて、金融システムの安定性の確保に貢献している。

また、日本銀行は、金融システムの情勢を総合的に分析・評価し、政策運営に活かしている（マクロプルーデンス）。取引先金融機関等の状況を把握できる考査は、金融システムのマクロ的な分析・評価にとっても、極めて有用なものとなっている²⁾。

日本銀行では、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会の議決を経て決定している³⁾。この「2013年度の考査の実施方針等について」では、2012年度の考査の実施状況とともに、2013年度考査の基本的な考え方、考査実施上の重点ポイントなどを記載している。日本銀行としては、この実施方針等に基づいて、効率的かつ効果的な考査運営を行っていく。

¹⁾ 日本銀行法第44条では、「日本銀行は、第37条から第39条までに規定する業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのものとして、これらの業務の相手方となる金融機関等との間で、考査に関する契約を締結することができる」と規定している。

²⁾ 考査とマクロプルーデンス面での取組みの関係については、「日本銀行のマクロプルーデンス面での取組み」（日本銀行、2011年10月）を参照。

³⁾ 日本銀行法第15条第2項第5号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

2. 2012 年度を振り返って

(1) 考査の実施状況

日本銀行は、2012 年度において、国内銀行 31 先、信用金庫 47 先、外国銀行・証券会社⁴等 20 先の合計 98 先に対し、考査を実施した。

考査実施先数の推移

	2010 年度	2011 年度	2012 年度
国内銀行	38	26	31
信用金庫	43	29	47
外国銀行・証券会社等	19	13	20
合計	100	68	98

(2) 考査結果の概要

2012 年度の考査では、東日本大震災の経験や国際金融資本市場の状況を踏まえ、金融機関の財務実態の的確な把握に努めるとともに、テールリスク⁵への備えも含めリスク管理上の課題について検証した。各金融機関では、引き続きリスク管理体制の整備が進められていたが、経営陣の関与不足などから、リスク管理の実効性にはなお改善の余地が認められた。特に、リスクプロファイルの変化に対する管理体制や企業再生支援の面で課題のある金融機関が少なくなかった。また、テールリスクへの備えの面では、システム障害対応や業務継続体制の整備が進展したほか、ストレステストも枠組みとしてはほぼ定着しているものの、シナリオの策定や結果の活用等に課題が認められた。

考査では、足許及び先行きの収益・経営体力を評価している。多くの先が相応の経営体力を確保しているが、一部の先では、ダウンサイドリスクの顕在化に備えた自己資本の充実等が必要と認められた。また、収益力が低下傾向

⁴ ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第 28 条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

⁵ テールリスクとは、統計的な「分布の裾」(テール)にある、稀にしか発生しない事象(テールイベント)から生じるリスク。テールイベントには、例えば、東日本大震災やリーマンショックによるグローバル金融危機が含まれる。

にある金融機関が多い中、営業基盤や収益力の強化について必ずしも十分な展望が開けていない先もみられ、引き続き今後の課題となっている。

(3) 考査を通じてみられたリスク管理面の特徴

イ. 経営管理

各種リスク管理の実効性に課題がある金融機関では、経営陣のリスク管理への関与や取締役会等の各種委員会の機能が不十分であるなど、リスク管理に関するガバナンスが適切でないケースがみられた。

多くの金融機関では、テールリスクへの備えとしてストレステストを実施している。もっとも、リスクプロファイルに応じたストレスシナリオの策定やテスト結果の経営判断への活用の面で課題のある金融機関が引き続き少ない。

経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制については、ビジネスの拡大に情報インフラの構築が追い付いていない先がみられた。特に、グローバルな経営やリスク管理を適切に行うためには、情報インフラの整備が課題となっている。

内部監査については、その実効性確保に向けて体制整備が図られてきている。もっとも、監査指摘事項の改善状況に関するフォローアップや経営への提言を含め、監査結果の組織的な活用等に課題がみられた。

ロ. 信用リスク管理

審査・管理面では、債務者の実態把握が不十分な金融機関が引き続き多い。中には、債務者の不適切な会計処理を看過していたケースや、グローバル企業の信用力変化の予兆管理体制等に課題があるケースがみられた。また、地域金融機関では、成長分野での融資推進や主要営業基盤以外の地域での取引先開拓等に取り組む先が増加しているが、新たな融資戦略に即した審査・管理体制が十分整備されていない先が多くみられた。

企業再生支援については、体制面の整備・強化は全体的に進展しているが、

経営陣の関与や本部による管理・指導の面で課題があり、再生の実効性が十分にあげていないケースが多い。具体的には、経営改善計画と実績が大幅に乖離し先行きも計画達成の見通しが立たない事例や、計画未達と計画の再策定を繰り返している事例がみられており、計画の検証や進捗管理、債務者の経営課題に応じた助言・指導が不十分な先が少なくない。

与信集中リスクの面では、地域金融機関において、首都圏等での大企業向け貸出を積極化させるなど、与信の大口化が進行する先がみられているが、貸出のみならず事業債等を含めたエクスポージャーの統合的な把握や、与信限度額の超過先への対応などに課題がみられた。

多くの金融機関では、企業向け貸出が伸び悩む中、個人ローンや不動産賃貸向けローンを積極的に推進している。住宅ローンでは、金融機関同士の競争が激化する中で、延滞・デフォルト案件の債務者属性の分析や融資後の経過年数とデフォルト確率の関係の分析、及びこれらを踏まえた審査基準の見直しに課題のある先が少なくない。また、アパートローンを含む不動産賃貸向けローンでは、審査基準の整備や中間管理の面で改善を要する先がみられた。更に、消費者ローンでは、取扱商品に係るリスクの洗出しとその分析が不十分な先がみられた。

ハ. 市場リスク管理

地域金融機関では、債券のデュレーションの長期化、事業債やクレジットリンク債など信用リスクを伴う商品への投資拡大により、有価証券運用利回りの引上げを企図する先が多いほか、有価証券の短期売買により収益を確保しようとする先が増えている。

こうした中で、リスク管理面では、リスクテイク方針や運用計画策定への経営陣の関与が不十分な先が少なくないほか、先行きのポートフォリオや収益への影響を十分に検証しないままに市場運用を拡大させる先もみられた。また、運用商品や手法を多様化させる一方で、新たな運用商品・手法のリスクプロファイルに即したリスク管理が行われていない先が少なくない。更に、

損失限度枠など市場環境悪化時に備えた枠組みの実効性が確保されていない先も引き続き少なくなかった。

株式保有リスクに関しては、株式を保有する取引上のメリットの検証や、経営陣への報告も含めた削減計画の進捗管理が不十分な先がみられた。

二. 流動性リスク管理

円貨資金繰りに大きな問題はみられなかったが、リスク管理面では、運用・調達の特性を踏まえた流動性リスク分析が十分に行われていない金融機関が一部にみられた。また、ストレス局面を想定した対応が不十分であり、流動性ストレステストの内容やコンティンジェンシープランの整備・見直しに課題がある先が多くみられた。外貨については、大手金融機関では、海外与信の拡大が続いており、安定的な調達の重要性が一段と高まっているが、海外拠点の資金繰り把握などグローバルな管理体制には改善の余地がある。また、地域金融機関でも、外債運用の増加等から外貨バランスシートが徐々に拡大しているが、外貨資金繰りのモニタリング体制やストレステストの枠組みが整備途上の先がみられた。

ホ. オペレーショナルリスク管理⁶

金融機関では、自律的なリスク管理サイクルの実効性確保に取り組んでいる。もっとも、融資やリスク性商品の販売など注力分野でのリスク管理体制の整備、業務プロセスにおける潜在リスクの洗い出し等に係る事務統括部署の機能度等に課題がみられた。また、小規模金融機関では、営業推進中心の人員配置や営業店の少人数化が進んだ結果、事務処理面での牽制体制が不十分となり、不祥事件の発生が増加する先もみられた。

コンピュータシステムに係るリスク管理については、障害管理体制は概ね整備されてきているが、経営陣の関与やリスク認識が不十分な先が引き続きみ

⁶ 考査では、事務、コンピュータシステム、業務継続などの業務運営全般にわたるリスクをオペレーショナルリスクと称している。

られた。また、プロジェクト管理や委託先管理に課題のある先もみられた。更に、情報セキュリティ面では、新たな手口の不正事例が発生していることも踏まえて、セキュリティ対策を講じる必要があるとなっている。

業務継続体制については、東日本大震災の経験を踏まえて、津波や計画停電等の被災シナリオへの追加、要員や物資などの経営資源の拡充、自家発電設備の増設等の面で、体制整備が進捗している。もっとも、訓練を通じたオフサイトバックアップシステムの運用手順の確認など、業務継続計画の実効性の検証が不十分な先が少なくない。

3. 2013年度の考査の実施方針

(1) 基本的な考え方

金融機関が、金融仲介機能を適切に発揮していくためには、明確な経営戦略のもとで、リスクプロファイルに即したリスク管理を着実に実行し、経営の健全性を将来に亘って維持していくことが重要である。また、金融機関は、発生確率は非常に低いが甚大な損失をもたらすテールリスクに備えておく必要がある。更に、海外拠点を有する金融機関にとっては、国際的な規制・監督の見直しへの対応を着実に進めていくことが求められる。

日本銀行としては、こうした認識に加え、2012年度の考査においてみられた課題をも踏まえ、2013年度の考査を、以下の考え方のもとに実施していく。

第一に、考査では、引き続き金融機関の財務実態の的確な把握に努めることに加え、リスクへの対応力を検証する。具体的には、資産査定、有価証券運用や新規事業・業務等の調査を通じて、ポートフォリオの質や資産負債構造などリスクプロファイルの足許の状況と先行きの方向性を把握する。海外与信や外国有価証券を増加させている先に対しては、資産内容と外貨流動性の両面から確認する。その上で、そうしたリスクプロファイルの変化等に対する経営陣の認識を確認するとともに、組織的な検討状況やリスク管理上の対応状況を検証する。このほか、考査では、複数のシナリオのもとでの収益見通し及び経営体力、流動性の十分性を評価し、必要な助言を行う。その際、資産負債構造から生じる収益への影響が中期的な視点からも把握・管理され、必要な対応が検討されているかも検証する。また、テールリスクへの対応として、ストレステストの実施状況に加えて、コンピュータシステムに係るリスク管理、業務継続体制の整備及びそれらの実効性についても点検していく。

第二に、考査では、金融機関が金融仲介機能を発揮する上で必要となる審査・管理能力や企業再生支援の体制とその実効性について、従前以上に丁寧に確認し、必要な助言を行う。特に、企業再生支援については、金融機関が中小企業の経営実態を十分に把握した上で、債務者の経営課題に応じた解決策の提案や、信用リスク管理面の対応を適切に行っているかを検証する。また、

金融機関が与信姿勢を積極化させている業種や地域については、リスク特性や与信形態、市場・業界動向を踏まえた適切な審査・管理が行われているかを検証するほか、債務者の信用力の変化を早期に把握するための中間管理体制が整備されているか、を点検する。

第三に、考査では、金融機関の業務やリスクの状況に即した適切なリスク管理を促していく観点から、リスク管理に関するガバナンス面の検証を行う。具体的には、基礎的な収益力が低下傾向にある中で、金融機関が様々な収益強化策に取り組んでいることを踏まえ、考査では、経営陣が関与するもとの、①業務戦略や収益計画策定時にリスク認識の共有を図っているか、②リスクテイク方針に見合ったリスク管理体制の整備を図っているか、③リスクプロファイルや外部環境の変化に応じて、リスクテイク方針の見直しやリスク管理の改善を図っているか、を点検し必要な助言を行う。また、取締役会・監査役会、各種委員会、内部監査等の機能度についても検証する。

第四に、考査運営面では、2008年度以降実施している「リスクベース考査」を継続し、めり張りのある運営に努める。また、各種金融サービスをグループで提供する金融機関については、グループ全体の経営実態の把握に努めることとする。特に、グローバルな業務展開を積極的に行っている金融機関に対しては、引き続き、海外拠点のリスク管理状況に関する臨店調査を実施する。また、その他の金融機関においても、海外与信等を増加させている先については、債務者の海外事業の実態把握状況等に係る本部調査を強化していく。なお、考査の実効性向上の観点から、立入調査前に内部監査部署との面談を必要に応じて実施するほか、考査とオフサイトモニタリングとの連続性の強化にも引き続き取り組んでいく。

(2) 考査実施上の重点ポイント

考査の実施に当たっては、前述の基本的な考え方を踏まえ、特に以下の点を重視する。その際、各金融機関の業務やリスクテイクの状況等を踏まえ、

めり張りを付けて調査・検証等を行っていく。

イ. 経営管理

ガバナンスの有効性

金融機関がリスク管理の実効性を確保するためには、ガバナンスが十分に機能することが必要である。

調査では、自らのリスクプロファイルに対する経営陣の認識や、リスクテイクに対する考え方、ステークホルダーの経営上の位置付け、それらを踏まえた経営方針、ディスクロージャーに関する方針、経営の意思決定や監視のプロセス、などを確認する。また、グループとして金融サービスを提供している先については、海外拠点や子会社・兄弟会社を含むグループ全体の経営管理の枠組みを確認する。

その上で、主にリスク管理の観点から、①取締役会や委員会等各種の機関が有効に機能しているか、②業務戦略や収益目標の策定に当たり、組織全体で、専門性の高い分野も含めて十分なリスク認識の共有を図るとともに、海外業務の拡大も含め、リスクテイク方針に見合ったリスク管理体制の整備を図っているか、などを点検する。また、③リスクプロファイルや外部環境の変化に応じて、リスクテイク方針の見直しやリスク管理の改善を図っているか、などを点検する⁷。

収益・経営体力とリスクとのバランスを踏まえた経営管理

金融機関が金融仲介機能を安定的に発揮していくためには、収益・経営体力とリスクとのバランスを踏まえた経営管理を行うことが重要である。

調査では、①リスクと収益・経営体力の状況が適切に検証されているか、②その際、ALM、リスク資本配賦の枠組み、ストレステストなどを活用し、中期的視点に立った分析やリスクの波及経路を想定した多面的な分析が実施

⁷ その際、バーゼル銀行監督委員会が2010年10月に公表した「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則 (Principles for enhancing corporate governance)」も参考とする。

されているか、などを点検する⁸。また、③これらの分析・検証結果が経営陣に対して適切に報告され、資産負債に係る運営方針やリスクヘッジ、コンテイングエンシープランの策定など必要な対応が協議・実施されているか、などを点検する。

経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制の整備

金融機関の業務やポートフォリオが複雑化・多様化している中、経営管理・リスク管理に必要な情報を組織的に把握するための体制を適切に整備・運用することが重要となっている。特に、海外業務が拡大する中で、複数の業務や地域に跨るカウンターパーティーリスクや決済業務に係るリスク等を適時適切に把握することの必要性が一段と高まっている。

調査では、特に、大手金融機関、地域銀行について、①情報インフラを含む情報把握体制が適切に整備されているか、②その情報の信頼性や適時性が確保されているか、などを点検する。

内部監査を通じた自律的なリスク管理の充実

内部監査は、金融機関の業務の適正さを確保するための基盤であり、リスク管理を自律的に充実させていく上で、重要な機能を担っている。

調査では、①経営陣が内部監査の重要性を十分に認識した上で、必要な監査資源や適切な監査体制を確保し、監査の提言を経営に活かしているか、②金融機関が自らのリスクプロファイルに対する評価をもとに、監査対象の選定や監査資源の配分を適切に行っているか、③本部・海外拠点・関連会社業務や信用・市場リスク管理等に関して、監査による検証が適切に実施されているか、④監査結果をフォローアップする枠組みが整備され、実践されているか、などを点検する。

⁸ その際、バーゼル銀行監督委員会が2009年5月に公表した「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則 (Principles for sound stress testing practices and supervision)」も参考とする。

ロ. 信用リスク管理

企業再生支援に向けた実効的な取組み

金融機関は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も経営改善計画の策定とその実行に対する働きかけ等を通じて、企業再生の実効性を向上させるための取組みを続けていく必要がある。

調査では、金融機関が経営陣の強い関与のもとで、①中小企業の経営実態を十分把握した上で、経営改善計画の合理性・実現可能性の検証や進捗管理を適切に行っているか、②経営改善計画と実績が乖離した先について、乖離要因の分析や今後の経営改善の見通しを踏まえた上で適時に計画を見直し、実効性のある経営改善指導に取り組んでいるか、などを点検する。特に、経営改善計画と実績との間に大幅な乖離が生じている場合には、③他の金融機関や外部専門家等を含めた関係者との連携なども活用し、中期的な視点に立って、債務者の経営課題に応じた解決策の提案や、信用リスク管理面の対応を適切に実施しているかを確認し、必要な助言を行う。

債務者実態の把握強化を通じた審査・管理力の向上と融資戦略に見合った体制整備

金融機関が金融仲介機能を発揮する上では、事前審査及び中間管理の両面において、債務者の実態を適切に把握することが重要である。

調査では、企業経営を巡る環境が引き続き厳しいことを踏まえ、金融機関の審査・管理の状況を一段と丁寧に確認していく。具体的には、①債務者の経営実態を十分に調査・分析した上で、適切な事前審査を行っているか、②債務者の信用力の変化を早期に把握するための中間管理体制が整備されているか、などを点検する。特に、③融資姿勢を積極化させている業種や地域については、リスク特性や融資形態、市場・業界動向を踏まえた審査・管理体制の整備を図るとともに、その適切性を組織的に検証しているか、などを点検する。

与信集中リスクの管理強化

地域金融機関では、基礎的収益力が低下している中で、大口与信先の経営が悪化した場合の決算への影響度が一段と高まっている。また、一部に貸出の大口化や業種集中が進行している先がみられている。

調査では、経営陣の適切な関与のもとで、①大口与信先管理の重要性を十分に認識し、事業債等市場部門の信用リスクも含め与信ポートフォリオに内在する集中リスクの状況を的確に把握しているか、②期間収益や経営体力を勘案した大口与信先管理制度を整備するなど、集中リスクの回避・削減を図っているか、などを点検する。

住宅ローン等のリスク管理強化

多くの金融機関では、引き続き住宅ローンを注力分野に位置付けており、与信ポートフォリオに占める割合が一段と高まっている。また、一部の金融機関では、不動産賃貸向けローンや消費者ローンを推進する動きがみられている。

調査では、住宅ローン等を積極的に推進している先を対象に、①各ローンのリスク特性に即した審査基準を整備しているか、②債務者属性分析等に基づきポートフォリオの質の変化を適切に把握し、審査基準を見直しているか、などを点検する。特に、③住宅ローンについては、関連保証会社分を含めた信用コストを、融資後の経過年数とデフォルト確率の関係も踏まえて的確に把握・分析しているか、④不動産賃貸向けローンについては、物件の入居状況や賃料収入の変化を定期的に把握するなど、融資実行後の管理を適切に行っているか、⑤消費者ローンについては、取扱商品に係るリスクの洗出しとその分析のための体制が整備されているか、などを点検する。その上で、こうした分析結果等を審査基準見直しや金利設定などの業務運営に活用しているかを確認し、必要な助言を行う。

海外関連与信の管理強化

大手金融機関は、収益力強化に向けて国際業務を積極的に展開しており、海外与信を増加させている。地域金融機関でも、取引先企業の海外進出に伴い、海外事務所の開設や外貨建て貸出を積極化する動きがみられている。

調査では、大手金融機関のうち、特に海外与信に注力している先について、海外与信の自己査定を検証等を通じて与信内容をきめ細かく調査する。その上で、①注力分野に対する審査・管理や、非日系向け貸出を中心とする大口与信管理及び予兆管理などに関する体制整備がポートフォリオの変化を踏まえて適切に行われているか、②本部がグローバルな管理・報告ルールを整備の上、適切にモニタリングしているか、③ストレステスト等を活用してグローバルベースでの信用リスクテイク方針を適切に見直しているか、などを点検する。また、地域金融機関については、海外事業ウエイトが大きい債務者について、事業実態を把握しているか、などを点検する。

ハ. 市場リスク管理

経営陣の市場リスク管理への適切な関与

多くの地域金融機関においては、預貸率が趨勢的に低下する中で、市場部門への収益期待が高まっている。このため、経営陣が有価証券ポートフォリオに係る市場リスクを十分に認識した上で、リスクテイク方針の決定やリスク管理体制の整備、運用状況の検証などに適切に関与していくことが一段と重要となっている。

調査では、経営陣が、①リスクテイク方針を明確に示した上で、先行きのポートフォリオや収益の変化を勘案した運用計画を作成させているか、②リスクテイク方針や運用計画に沿った投資が適切に行われるよう、フロント部署への牽制体制や各種限度枠管理などのリスク管理体制を整備しているか、などを点検する。また、③市場動向やリスクに関する報告を踏まえて、各種委員会における議論と意思決定が適時適切に行われているか、④リスク波及経路を多面的に想定したストレステストが実施され、必要に応じて市場運用

やリスク管理の見直しに繋げているか、などを点検する。

運用戦略・手法に見合ったリスク管理の実践

有価証券運用利回りが低下するもとの、事業債やクレジットリンク債など市場性信用リスクテイクを拡大させる先や、仕組債投資を再開する先がみられる。また、有価証券の短期売買による利益計上を企図する先も増えている。金融機関には、有価証券ポートフォリオのリスクプロファイルや運用手法の変化に即したリスク管理が一段と重要となっている。

考査では、①金利リスクに加え、各商品の信用リスク、為替リスク、投資スキームに起因するリスク、市場流動性リスクなどの洗出し・分析が適切に行われているか、②有価証券のリスク特性や運用手法に応じて、時価、リスク量や各種限度枠の遵守状況などが、適切な内容かつ頻度でリスク管理部署によりモニタリングされているか、③バックテストやストレステストの実施を通じて、リスク計測手法の妥当性や限界を定期的に検証し、必要な対応を行っているか、などを点検する。

株式保有リスクの管理

株価変動は、金融機関の収益・経営体力に大きな影響を与えるため、株式保有リスクへの対応が引き続き重要な経営課題となっている。

考査では、①株式を保有する取引上のメリットに加え、株価変動が収益・経営体力に与える影響度合いが適切に検証され、経営陣と関係部署間で認識が共有されているか、などを点検する。その上で、②経営体力に比べて株式保有リスクが高いとみられる金融機関に対しては、リスクの削減に向けた取組みを促していく。また、③株式削減計画を策定している金融機関については、経営陣の継続的な関与のもとで計画の進捗管理が適切に行われているかを点検する。

二. 流動性リスク管理⁹

リスクプロファイルを踏まえた管理体制の整備

資金繰りは、各業務の運営と密接な関係がある。したがって、資金繰りの安定性確保には、自らの調達・運用構造の持つ流動性リスクプロファイルを十分に把握するとともに、経営陣の適切な関与のもとで関係部署が適切に情報共有を行うことが重要である。

調査では、経営陣の関与のもとで、①外貨を含めた流動性リスクプロファイルを適切に把握しているか、②財務状態や資金調達能力等に照らしたリスク限度枠等が設定され、遵守のためのモニタリングやコントロールの体制が構築されているか、③預金や市場の動向といった資金調達環境について、日頃から情報共有がなされ、局面変化に迅速に対応できる体制となっているか、などを点検する。

ストレス局面での対応力

流動性リスクの管理では、各種のストレス事象に耐え得る対応力を平時から備えておくことが必要である。

調査では、①円貨及び外貨の調達・運用規模と期間構造、資産の流動性、調達の安定性や金融機関自身の信用力などの流動性リスクプロファイルを踏まえたストレステストを実施し、資金化可能な流動資産や非常時調達手段の十分性を検証しているか、②流動性コンティンジェンシープランにおいて、各種ストレス状況への対応方針、組織内の権限・責任範囲、発動及び管理段階の引上げの手順等を明確に定めるとともに、内部監査部署による検証や定期的な訓練を通じてその実効性が確保されているか、などを点検する。

グローバルな流動性リスク管理

国際的に活動する金融機関では、海外与信の拡大が続いており、各拠点及

⁹ 流動性リスク管理の調査については、「国際金融危機を踏まえた金融機関の流動性リスク管理のあり方」（日本銀行、2010年7月）も参考とする。

びグループ内において適切な外貨流動性管理を行うことが一段と重要になっている。

考査では、こうした金融機関において、①本部と各拠点との円滑なリスクコミュニケーションのもとで、通貨別、拠点別の資金繰りの状況や先行き見通しが適時適切に把握されているか、②グループ全体として、外貨の安定調達に向けた調達の分散化、多様化が検討・実行されているか、③グループ全体として統合的な形でストレステストの実施やコンティンジェンシープランの整備が行われているか、などを点検する。

ホ. オペレーショナルリスク管理

自律的なリスク管理サイクルの実効性確保

業務の環境や内容が変化するとともに、コンプライアンスの重要性も高まる中で、業務やコンピュータシステムに内在する重要度の高いリスクを適切に洗い出し、講じた対策の有効性を検証しながら、更なる改善に努めていくPDCAサイクルを機能させることが重要となっている。

考査では、こうしたPDCAサイクルの実効性について、①新規業務の拡大や海外業務への注力等に伴うリスクプロファイルの変化に応じた管理体制の見直しが経営陣の関与のもとで適切に行われているか、②業務やコンピュータシステムに内在する重要度の高い潜在リスクの洗い出しについて、その適切性が事務統括部署によって検証され、必要な改善策が実施されているか、③事件・事故などリスク顕在化事象の背後にあるリスク管理上の問題点が分析され、有効な再発防止策が策定されているか、などの観点から点検する¹⁰。

システムに関する経営陣のリスク認識と管理体制の整備

コンピュータシステムの安定性・安全性確保のためには、システム関連作業の委託先依存度が高まっていることも踏まえて、経営陣が、リスクを的確

¹⁰ その際、「オペレーショナルリスク管理を巡る環境変化と今後の課題」（日本銀行、2011年8月）も参考とする。

に認識した上で、リスク管理体制を整備・強化することが必要である。

調査では、経営陣の関与のもとで、①顧客サービスの利用状況の変化への対応や、リスク評価、障害事例分析等を通じて、重要システムの障害の未然防止策が適切にとられているか、②障害が発生した場合に、影響の広がりを抑制し、重要システムを迅速に復旧させる体制や計画が実効的なものとなっているか、③共同システムへの移行を含めた各種プロジェクト管理や委託先管理が適切に行われているかなどについて、委託先や共同センターへの調査も交えて点検する。また、④顧客及び金融機関が晒される情報セキュリティに係るリスクについて、新たな手口の不正事例も踏まえて、可変式パスワードや電子証明書、ファイヤーウォールやウイルス対策ソフト等の対策が適切にとられているか、などを点検する¹¹。

東日本大震災の経験も踏まえた業務継続体制の整備状況

業務継続体制の整備は、各金融機関の業務上の課題であるのみならず、わが国の決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。

調査では、引き続き東日本大震災の経験も踏まえた業務継続体制の整備と実効性の向上を促していく。特に、決済面におけるプレゼンスが大きい先については、経営陣の体制整備への関与状況、業務継続計画の内容の十分性や整合性、経営資源（要員、執務場所、システム等）の確保を含めた実効性について点検を行う。その他の金融機関についても、業務内容、地域におけるプレゼンス等を踏まえて点検を行い、必要な助言を行う¹²。

また、病原性の高い新型インフルエンザ流行に備えた体制についても、実効性が確保されているかといった観点から確認する。

¹¹ その際、「システム障害管理体制の実効性向上に向けた留意点」（日本銀行、2012年2月）も参考とする。

¹² その際、「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と取組事例（増補改訂版）」（日本銀行、2010年3月）及び「東日本大震災において有効に機能した事例と同震災を踏まえた見直し事例」（同、2012年1月）も参考とする。

へ. 収益・経営体力

収益・経営体力の評価

金融機関が持続的かつ安定的に金融仲介機能を発揮していくためには、基礎的な収益力の向上と自己資本の充実が必要である。

考査では、自己査定の検証等を通じて金融機関の財務実態を把握する。更に、複数のシナリオを想定することにより、足許及び先行きの収益力、自己資本の状況の評価する。その際、金利リスクの顕在化時に有価証券ポートフォリオが先行きの収益力に及ぼす影響も十分に点検する。その上で、自己資本の質・量の十分性に関する認識とこれに基づく資産負債コントロールや資本政策、収益力向上への取組みを含む先行きの経営のあり方などについて確認し、必要な助言を行う。また、海外拠点を有する金融機関については、国際的な規制・監督の見直しへの対応状況に係る必要な調査も引き続き行っていく。

(3) 考査運営面の対応

考査運営面では、2008年度から実施している「リスクベース考査」を継続する。この枠組みは、取引先金融機関について、その保有するリスクが顕在化した場合の金融システムに及ぼす影響度と、経営体力の余裕度やリスクテイクの状況などの経営実態という二つの視点で総合評価し、それを踏まえて考査の頻度、考査日数、調査範囲、要員数などにメリ張りを付けるという考え方によるものである。

また、各種金融サービスをグループで提供する金融機関については、考査を通じてグループ全体の経営実態の把握に努めることとする。その際、グローバルに業務展開しており、海外拠点の経営動向やリスクの状況が、取引先金融機関に及ぼす影響が高まっていると考えられる先では、海外拠点に対する臨店調査を実施する。また、システム上重要なグローバル金融機関(G-SIFIs)と位置付けられる金融機関については、再建計画(Recovery Plan)の作成や経営情報システム(Management Information System)の整備など、規制監督

上新たに求められる対応への取組状況も確認する。

この間、審査の実効性向上を図る観点から、審査の立入調査前に行う審査先のリスクプロファイル等の把握を目的とした内部監査部署との面談（プレヒアリング）についても、必要に応じて実施する。加えて、審査とオフサイトモニタリングとの連続性も強化する。

なお、日本銀行としては、審査の運営や結果に対し十分な納得や信頼が得られるよう、審査先とのコミュニケーションの更なる充実に努め、引き続き適切に対応していく。その際、「審査運営に関するアンケート」等も活用しながら、審査先から寄せられた意見・要望への対応を通じて、審査運営プロセスの改善を進めていくこととする。

以 上